

国立公文書館蔵「足尾銅山鉍毒事件」関係資料について

小池 政幸

昭和47年3月から各省において保存していた昭和20年末までの公文書（第一次分）を当国立公文書館に移管受入れを開始した。その手始めに、皇居内にあった「内閣・総理府書庫」から移管した公文書類の中に、明治30年内閣に置かれた「足尾銅山鉍毒事件調査委員」及び明治35年の「鉍毒調査委員会」の書類がある。

この両委員会の^(注)書類は、総理府官房総務課で前記書庫に保存してきたもので、口絵で見るとおり仮綴りのものがほとんどであり、その割には破損も少なく比較的良い状態で今日に伝えられている。

足尾銅山鉍毒事件は、我が国最初の公害事件と言われ、これに生涯をかけて取り組んだ田中正造の名前と共に、今日では広く知られているがこの両委員会の活動については必ずしもよく知られているとは言えないようだ。それと言うのも今日まで両委員会の資料が公開されず、結論だけしか知らされていなかったからであろう。

さて、両委員会資料の個々の簿冊について紹介する前に、委員会が設けられるまでのこの事件を概観しておきたい。

(注) 明治30年3月「足尾銅山鉍毒事件調査委員」が任命されたが、いわゆる「委員会官制」はなく、委員任命の閣議書にも「……内閣ニ左ノ委員ヲ置キ是等調査ニ従事セシメ……」とある。しかし実際は委員会と同じように運営されていたのでここでは「委員会」と呼ぶことにした。35年の「鉍毒調査委員会」は官制が公布された。

足尾銅山鉍毒事件

足尾銅山の発見されたのは慶長十五年のことである。採掘を始めてから、江戸時代にはほとんど幕府がこれを管理し、明治維新後は、日光県又は栃木県において管理した。明治5年民業に移り、大阪府平民野田彦蔵の借区営業するところとなった。同7年には野田より長崎県士族副田欣一へ譲渡され、更に同年福島県士族志賀直道へ譲渡された。明治19年2月滋賀より東京府平民古河市兵衛へ譲渡されたことになっているが、志賀は単なる名儀だけで、既に明治7年から実質は古河の占有であった。

銅の生産額は、明治元年から同9年までの九か年間に87万5千斤でしかなかったものが、明治15年には一か年で48万8千斤となり、更に19年には一か年で600万斤以上も産出

するようになった。

このように銅生産量の飛躍的増加は、一方で多量の不要鉱石をもまた産出するものであり、これの処理が不十分なため、いわゆる鉱毒が広く渡良瀬川沿岸地域に広がった。

鉱毒問題が地域住民の物議をかもしようになったのは明治 21,2 年ごろからである。それまでは、洪水によって流出した土砂は肥沃であり農作物をよく繁茂させていたが、21 年ごろから洪水の際多くの魚類の死骸が見られ、農作物の収穫はかえって減少し、はなはだしところでは作物が萎縮枯死するまでに至った。

23 年 8 月の大洪水は、農作物に大きな被害を与えたため、同年 10 月開催の栃木県第七回勸業諮問会の席上、足利郡及び安蘇郡選出の議員から渡良瀬川の洪水に随伴して鉱毒の沿岸耕作地に流布した事実が述べられ当局者に対しその調査を要望した。これが鉱毒問題が公に取り上げられた最初である。

同年 12 月には被害の最もひどかった栃木県安蘇郡植野村大字船津川村民から「堤外畑耕作物実地御検分願」が栃木県知事あてに提出され、作物枯凋の原因実地検査を要望した。更に同月足利郡吾妻村村長から被害の実況と鉱業停止の上申が知事あてになされた。

一方栃木県会は同年 12 月、また群馬県会は翌 34 年 3 月それぞれ鉱毒問題について建議書を県知事に提出した。

明治 24 年に入り、栃木、群馬両県当局及び農科大学、医科大学教授による調査が開始され、農商務省も技師等を派遣し調査に当たさせた。しかし短期間には明確な結論を得ることはできず、同年 12 月栃木県選出の衆議院議員田中正造は「足尾銅山鉱毒ノ義ニ付質問」と題する質問書を第 2 回帝国議会に提出した。これ以降も田中正造はたびたびこの問題を議会で取り上げ、被害地町村民からの請願とあいまって足尾銅山鉱毒問題は中央の政治的関心を引き起こしていった。

調査の結論が出ないまま、25 年から栃木県知事の提唱により、被害地町村民と鉱業人古河市兵衛との間に調停が進められ、29 年までに被害地の大部分に関して双方の間に示談契約が締結された。この契約のうち第 1 回示談契約と称するものには「前条ノ金員ヲ古河市兵衛ヨリ支払ヒタルニ付テハ来ル明治二十九年六月三十日迄ハ粉鉱採聚器実効試験中ノ期限トシ被害地人民ハ行政及司法ノ処分ヲ乞フカ如キ所為ハ一切為ササルヘシ」とあり期限付きの契約であった。その後、第二回示談と称する示談契約が締結されるに至った。これには「頭書ノ金額貴殿ヨリ領収仕候事確實也依テ同銅山稼行ヨリ常時不時ヲ論セス鉱毒土砂其他渡良瀬川沿岸我等所有ノ土地ノ迷惑ト相成ルヘキ何等ノ事故相生候トモ損害賠償其他苦情ケ間敷儀一切申出間敷候……」とあり永久示談契約であった。しかし安蘇郡植野村、界村、犬伏町及び足利郡久野村はこれを締結しなかった。

明治 29 年 7 月及び 9 月の大洪水は数十年來のもので、渡良瀬川沿岸地域の被害はばくだいなものであった。このため同年 10 月以降鉱毒事件は再燃し、被害地住民は「足尾銅山鉱毒停止願」あるいは「被害地見分願」などの請願書を其筋に提出し、また上京して直接中央政府に陳情するなどの運動が活発化してきた。

このような背景のもとに、政府も「足尾銅山鉍毒及其救正処分方法ニ付調査」の必要を認め、明治30年3月「足尾銅山鉍毒事件調査委員」を内閣に置き調査に従事させることとなった。この委員会の報告、建議に基づいて各省がそれぞれ鉍毒事件解決のための施策を実行することになった。そして同年5月27日には鉍業人古河市兵衛に対し37項目からなる鉍毒防除設備改善のための命令書が東京鉍山監督署から出された。

なお委員会は7回にわたる調査報告をした後同年11月全委員解嘱された。

30年5月の古河に対する改善命令は期限内に改善がみられない場合には操業停止を命ずるというきびしいものではあったが、被害地住民の足尾銅山鉍業停止を求める運動は一向衰えず、田中正造の議会での追及もきびしいものがあった。

被害地住民は請願のため、たびたび上京してきたが一向にらちがあかないため、大挙上京し請願することにした。政府では内務大臣の上申に基づき、陳情のため数千人も上京というようなことは「示威的運動ヲ為スニ外ナラス」として、各省一様に「官庁ハ勿論私宅に於テモ一切面会ヲ峻拒」することを閣議で決定し、また関係の県知事に対しては内務省警保局長から取締を指示していた(32年9月)。特に群馬県知事に対しては、警察官不足の事態を予想しあらかじめ憲兵隊派遣について憲兵隊司令官とも打合せておくよう指示していた。ついに33年2月、群馬県邑楽郡渡瀬村下早川田雲竜寺に参集し大挙上京しようとする被害地住民と警備の警官隊とが衝突するという事件が起こった。この事件で野口春蔵の外41名に兇徒嘯聚罪が適用された。

一方帝国議会においては、田中正造の質問書は既に20通以上にもなり、33年2月の第14回帝国議会においては、足尾銅山鉍毒事件に関し速やかに調査委員会を組織し、実地被害の程度を審査し、相当の救済法を講ずることを政府に建議した。

政府は「足尾銅山附近地方ニ於ケル鉍毒被害ニ関シテハ己ニ救済ノ方法ヲ施シ尚ホ調査中ニ属シ慎重ヲ要スルヲ以テ未タ調査ノ結果ヲ見ルニ至ラス然レトモ今特ニ調査委員会ヲ設クルカ如キハ其必要ヲ認ムルニ至ラス」(34年3月、大村和吉郎外3名の質問に対する内務、農商務両大臣答弁)という態度であった。

明治34年12月、既に衆議院議員を辞していた田中正造が、帝国議会から皇居に帰る途中の天皇に足尾銅山鉍毒問題について直訴しようとする事件が起こった。ここに至りようやく政府も調査委員会を設置することになり、翌35年3月17日、勅令第45号「鉍毒調査委員会官制」が公布された。この委員会は「近来鉍業ノ進歩ニ伴ヒ鉍山所在地方ノ人民ノ利害ニ関シ往々紛議ヲ生シ殊ニ足尾銅山ノ如キハ数年来ノ紛議未タ止マス近日益々熾ナラントスルノ傾アリ、且別子銅山ノ如キモ亦近来漸ク同一ノ状勢ヲ見ントスル徴アリ、依テ鉍毒ノ状況並ニ之カ処置ノ方法ヲ調査スル為メ」設置されたものであり、明治30年場合と異なり足尾銅山の鉍毒のみならず、全国の鉍毒問題を調査することになっていた。明治36年に「足尾銅山」(3月)、「小坂鉍山」(5月)、「別子鉍山」(10月)に関する調査報告書を内閣総理大臣に提出した。

以上が、「足尾銅山鉍毒事件調査委員」任命及び「鉍毒調査委員会」設置までの足尾銅山

鉍毒事件の概要である。

足尾銅山鉍毒事件調査委員資料

足尾銅山鉍毒事件調査委員会は、法制局長官を委員長とし、内務、大蔵、農商務三省の局長、技師、秘書官、林務官、参事官これに加うるに、東京帝国大学の教授、助教授で構成されていた。任命されたのは明治三十年三月であり、その後若干追加された。次のとおりである。

委員長 神鞭 知常（法制局長官）
委員 古市 公威（内務省土木技監）
目賀田種太郎（大蔵省主税局長）
後藤 新平（内務省衛生局長）
早川 鉄治（農商務省大臣秘書官）
和田国次郎（農商務省技師）
細井 岩弥（同）
小寺房治郎（同）
坂野初次郎（農事試験場技師）
小藤文次郎（理科大学教授）
渡辺 渡（農商務技師）
坪井 次郎（医科大学助教授）
織田 一（農商務省参事官）
長岡 宗好（農科大学助教授）
志賀 泰山（農商務省林務官）
入沢 達吉（医科大学助教授）
白沢 保美（農商務技師）
肥塚 龍（農商務省鉍山局長）

委員は同年 10 月の最終報告をも含めて 7 回にわたって調査結果に基づく決議を内閣総理大臣に上申、報告した。その上で 11 月 27 日までに全員委員の任を解かれた。

当国立公文書館には次の資料が保存されている。

内閣へ呈出原書
復命書及分析報告
委員其他進退ニ関スル書類
往復書類

以上あわせて 1 冊(レファレンスコード (以下省略) 足 00001100)

「内閣へ呈出原書」には内閣総理大臣に対する報告の原案が次のとおり綴られている。(一部分コンニャク版)

第一回決議上申（30年4月15日）この中では、渡良瀬川沿岸の鉱毒の有無、その原因、被害地域、対策などについて12項目にわたって報告している。

第二回報告（4月28日）鉱毒及び煙害の予防について大体の方法及び程度を定めている。

第三回報告（5月3日）鉱毒被害地を3種に分け、地租条例による免租年期許可について報告。

第四回決議上申（5月12日）第三回報告と関連して、地租条例を準用して地租を減免し得る特別法制定を上申。

第五回（5月18日）人畜及び魚に及ぼす影響について報告。河川汚濁予防法制定を上申し更に被害地人民救済の方策について具陳。

第六回（5月28日）河川清潔法の制定についての決議。これには坂野初次郎委員からの国内で現在営業する鉱山の鉱毒流出について隠密にすべて調査することをはじめ四項目にわたる建議が添付されている。

第七回報告（最終報告、10月12日）鉱毒被害地の改善復旧に対する政府からの財政補助、別子、阿仁両鉱山の鉱毒予防について報告。

「復命書及分析報告」には次の書類が入っている。

一、小寺委員の意見書（日付欠）

二、長岡宗好、坂野初次郎「足尾銅山鉱区内再調査復命書」（明治30年4月23日より同29日ニ至ル間）（30年5月15日付）

三、東京衛生試験所「足尾銅山鉱毒関係品中銅分析第一回報告書」（30年4月26日付）

四、農商務省地質調査所「分析成績報告書」（30年5月12,13,26,27日付）

五、小藤文次郎「土壤ノ岩石学的試験」（30年5月18日付）（以上の書類は別に活版印刷されている）。

六、長岡、坂野両委員からの委員会開催請求書（30年10月6日付）

「委員其他進退ニ関スル書類」委員の出張、分析の囑託、調査の囑託及解囑、囑託のため所属長への照会、手当の支給などの書類である。

「往復書類」関係の各省、各県などと調査委員会との往復文書類である。

農商務、内務、大蔵三省における足尾銅山鉱毒事件調査の資料提出依頼。栃木、群馬両県への照会。請願書、委員の出張届、委員会の会計書類などの約70点。ここには単なる送り状のみが綴られているにすぎず、それに添付されたとみられる資料は返却その他により欠けているものが多い。

足尾銅山鉱毒ニ関スル委員報告（巻一、巻二）2冊(足 00002100、00003100)

次の委員の報告が入っている。

一、後藤新平委員報告（30年10月14日付、内務省用紙使用）意見書の部分で次のように述べている。「人皆此事件ヲ以テ鉱業経済ト農業経済ノ衝突ナリト云フ是単ニ経済上ヨリ見ルトキハ実ニ然リ又之ヲ万有学上ヨリ見ルトキハ人類ノ宇宙万有ヲ利用ス

ルニ方テ注意ヲ等閑ニシタル応報ナリトス即チ之ヲ詳言スルハ人為ヲ以テ造化ノ成セル鉍物（所謂鉍毒？）ト生物（上等下等動物植物人類）トノ間ニ於ケル自然調和ノ權衡ヲ変シタルヨリ来レル顕象ナリトス」。意見書の他に、「足尾銅山鉍毒関係品中銅分析報告書」、「飲食物中銅ノ定量試験成績」、「生産死産対照統計表（栃木、群馬県）」、「徴兵検査不合格対照統計表（全国、栃木、群馬県）」、「人乳検査成績表」、「河川汚濁予防法」などが添付されている。

- 二、入沢達吉委員報告（30年8月10日付）鉍毒の人体に及ぼす影響について現地調査した結果を報告している。これによるといわゆる鉍毒は当時の状態にあってはまだ人体に直接危害を及ぼすには至っていない。しかし慢性銅中毒に関する問題は学者の間でも種々な意見があるので引き続き研究が必要である。諸種の動物実験、人体実験外八項目にわたる調査研究の必要性を強調している。個人別調査明細添付。
- 三、小藤文次郎委員報告（30年7月、「簡易講習科」用紙使用）渡良瀬川下流地方の地質についての報告。
- 四、小寺房次郎委員報告（一）及び（二）（月日欠、農商務省用紙使用）水分析、土壌分析などから「足尾銅山ニ於テハ往時有害物ヲ流セシコトハ明カナリ尚現時其量大ニ減少セシト雖トモ未ダ流シ居ルコトモ亦争フ可ラザルコトナリ……」と結論し、更に渡良瀬川及び其沿岸に鉍毒の存在することを明らかにしている。予防工事を完全にさせるときであり、鉍業を停止することには反対している。更に、足利、桐生地方で使用している染料及び工業薬品といわゆる鉍毒との関係についても調査し、ほとんど関係がないことを報告。
- 五、長岡宗好委員報告（30年7月31日付、農科大学用紙使用）渡良瀬川氾濫により鉍毒の被害地となった地域の範囲の調査報告、沈殿池図面及び「鉍毒境界線予測地図」添付。
- 六、和田国次郎委員報告（月日欠）森林に関する調査報告。同委員は、いわゆる鉍毒被害を大きくした主原因として、（一）銅生産量がふえたにもかかわらず鉍毒予防上の注意とそのための設備の欠除、（二）水源地の森林の暴伐、あるいは亜硫酸その他のガスによる山林の荒廃に基づく洪水氾濫、（三）渡良瀬川両岸堤防の不備、の三つを挙げ最後に「救済策トシテ河川ノ浚渫堤塘ノ修築林野ノ復旧砂防ノ設備鉍毒予防ノ工事其他植樹ノ奨励耕作地ノ改善地租ノ減免等直接ニ間接ニ国家及国民ノ負担ハ頗ル巨額ニ達スヘキモ彼ノ栃木群馬両県人民カ年々歳々水災鉍毒ノ惨害ニ罹リ幾百万ノ財産ヲ流亡蕩尽シ耕スルニ地ナク住ムニ家ナク父子相離レ兄弟相散シ流離転沛其ノ生ヲ安セサルニ至ルヲ思ヘハ一日モ速ニ之カ救済ヲ断行セラレンコトヲ切望ス」と述べている。
- 七、内山定一復命書（30年5月）鉍毒被害地域の調査報告。前述の長岡委員の報告が、渡良瀬川氾濫によって被害地となった地域の調査であったのに対し、平常の灌漑水によって自然と鉍毒の害を受けるに至った地域の調査報告である。内山氏は農事試験場技師であり、農事に関する調査を囑託されていた。

八、坂野初次郎委員「秋田県下阿仁及荒川銅山鉍毒関係地視察復命書」（30年8月5日付）
下阿仁及び荒川両銅山の実況、鉍毒予防設備に関する実況、関係する河川の状況及び
鉍毒被害等について報告。将来洪水の際に沿岸田畑に鉍毒侵入の憂いがあるので、今
日において十分なる防備を施す必要のあることを強調している。

九、長岡宗好委員「別子銅山鉍業及鉍毒調査復命書」（30年8月20日付、農科大学用紙使
用）別子銅山の位置、起源及び沿革から現在の鉍業一般について述べ、結論として、
現今の国領川及び吉野川沿岸にはいわゆる鉍毒被害地なるものは存在していない。あ
るとしても面積は極めてわずかである。しかし将来鉍毒発頭の憂いがあるので今日適
法の予防をなすことが緊要である。煙害の防備、造林、砂防なども姑息な設備で後日
の患を醸す源とならないよう十分なる予防工事の必要性を述べている。詳細な図面添
付。

（以上は巻一に収録されている）

十、坪井次郎委員「足尾銅山鉍毒事件衛生上取調復命書」（30年10月）足尾銅山鉍業に従
事する者の衛生状態、被害地人民の衛生状態、足尾銅山及び被害地における人畜排泄物
飲食物の含銅量その他について調査報告。

十一、渡辺渡、細井岩弥両委員報告（月日欠）足尾銅山沿革、足尾銅山鉍床の性質、鉍
毒の原因などについて詳細に報告。

（以上は巻二に収録）

（注）これらの各委員の報告書は委員会の最終報告と共に内閣総理大臣へ提出された。ま
た、活版で印刷され、当国立公文書館にはそれぞれ3部ずつ保存されている。

足尾銅山鉍毒事件ニ関スル筆記（正副各1冊）（正本：足 00004100）

会議の出席者及び議事の要点を筆記したものである。収録されている会議は次のとおり。

明治30年3月25日（第一回）

同 26日、27日

4月 7日

同 8日

同 13日

同 14日

同 15日（第一回報告書、総理大臣へ提出）

同 26日

同 28日（第二回報告書提出）

5月 3日（第三回報告書提出）

同 7日

同 12日（第四回報告書提出）

同 18日（第五回報告書提出）

同 28日 (第六回報告書提出)

7月 3日

足尾銅山鉍毒事件調査委員会議事速記録 (正副各3冊) (正本:足 00005100~00007100)
次の会議が収録されている。

明治30年4月13,14,15,26,日。

5月3,7,12,18日。

この委員会では、各省から関係書類を提出させ、筆写してこれを第一類「各省廻送之部」及び第二類「委員調査之部」に分類している。第一類「各省廻送之部」は第一部から第六部までの六冊からなっている。

第一類 各省廻送之部

第一部 山林ニ関スル分 (1冊) (足 00008100)

鉍業用薪炭材払下願あるいは、官林雑木輪伐払下願など、山林の経営について、主として栃木県から農商務省に提出された文書を法制局用紙に筆写したもの。第一号から第五号まで、明治十五年から二十三年までの文書十六点。

第二部 鉍山ニ関スル分 (1冊) (足 00009100)

足尾銅山の沿革、鉍毒事件の経過、古河市兵衛及び栃木県からの銅山借区譲渡受願、鉍区分割并増借区願その他鉍山経営に関する文書を筆写したもの。明治十八年から同三十年まで、第1号から第6号まで18件。

第三部 鉍毒調査ニ関スル件 (1冊) (足 00010100)

「渡良瀬川沿岸農作地鉍毒被害ニ関スル農務省ノ意見」(30年2月提出)、農事試験場技師坂野初次郎による農作物被害原因に関する研究(24,25五年中の研究)、農商務省「足尾銅山鉍毒特別調査委員」答申書写、鉍毒被害地反別調、古河と被害地人民等との間で取り結んだ契約書写、その他明治24年から30年まで第1号から第7号まで18件。

第四部 被害民契約及賠償ノ鑑定ニ関スル分 (1冊) (足 00011100)

明治二十五年以後鉍毒被害地人民と古河との間で結ばれた契約書写、損害賠償の有無に関し法学博士菊地武夫の鑑定写(25年3月29日)など。小冊子「足尾銅山鉍毒事件仲裁意見書」(中沢丙一編集、29年12月9日出版、非売品、四六判、64頁)添付。

第五部 鉍毒ニ関シ各官庁ノ交渉ニ関スル分 (1冊) (足 00012100)

農商務省と栃木、群馬両県知事との間の往復文書写、両県知事からの内務省警保局長あての被害民の挙動についての報告写など、明治24年から30年まで約24点。

第六部 議員質問ニ関スル分 (1冊) (足 00013100)

帝国議会における田中正造の5回にわたる質問と政府答弁の写(24年12月、25年5月、6月、30年2月、3月)。

第二類 委員調査之部 (1冊) (足 00014100)

この中には次の資料が入っている。

- 一、栃木県下鉍毒被害反別（「大臣御手許ヨリ借受写ス」とある）
- 二、足尾銅山鉍毒問題事実ノ概要（田中正造とは反対の立場から書かれている。作者年月日共に欠く）
- 三、二十七年栃木県安蘇郡統計抜粋
- 四、二十九年度渡良瀬川沿岸水害荒地反別調（30年4月26日付大蔵次官提出）
- 五、足尾銅山鉍毒被害之町村名及び反別（30年5月4日付内務次官提出）
- 六、二十九年度栃木、埼玉、群馬、茨城四県足尾銅山鉍毒被害調（30年4月28日付群馬県渡瀬村小林善吉外三名提出）
- 七、鉍毒被害事項調査書類（30年4月27日群馬県知事から内務大臣あて書類の写）
- 八、古河市兵衛借区沿革及び足尾銅山鉍区の沿革（30年4月調）
- 九、足尾銅山鉍業に対する停止、非停止請願の実況（29年、30年、農商務、内務、大蔵各省あて請願一覧）
- 十、鉍毒事件に関する農商務省と各官庁との交渉（25年から29年までの一覧）
- 十一、仲裁の実況（25年から30年2月までの一覧）
- 十二、足尾銅山と森林との関係について十五年から二十三年までの出願、許可、名義人などの一覧
- 十三、栃木県下被害地色分地図（30年5月8日内務省県治局長提出）
- 十四、二十九年中栃木県下足利地方へ売捌いた染料の種別並に重量調（30年5月東京府、神奈川県両知事から内務省県治局長あて文書の写）

以上の外に、建議書などが収録されている。

新聞切抜き（1冊）（足 00015100）

明治30年4月から5月までの次の新聞の足尾銅山鉍毒に関する記事の切抜である。（順不同）

報知新聞、世界日本、やまと新聞、国民新聞、東京日日新聞、読売新聞、中央新聞、東京朝日新聞、都新聞、萬朝報、東京新聞、明治新聞、時事新報、北海道毎日新聞、秋田日日新聞、毎日新聞、中外商業新報、山梨日日新聞など。

鉍毒調査委員会資料

明治30年「足尾銅山鉍毒事件調査委員」が任命され、足尾銅山鉍毒事件について報告、建議があったが、それから5年後の明治35年更に勅令第45号「鉍毒調査委員会官制」（3月17日公布）により、内閣総理大臣の監督下に「鉍毒ニ関スル実況及処分ノ方法ヲ調査ス」るため委員会が設けられることになった。委員会の構成は、委員長1名、委員15名以内で、内閣、内務省、大蔵省、農商務省の高等官及び帝国大学教授の中から内閣総理大臣の奏請により任命することになった（同官制第2,3条）。

明治35年3月17日次のとおり委員長、委員の任命があった。

委員長 奥田義人（法制局長官）
委員 渡辺 渡（工科大学教授）
日下部辨二郎（土木監督署技師）
田中隆三（農商務省鉱山局長）
神保小虎（理科大学教授）
若槻礼次郎（大蔵省主税局大蔵書記官）
村田重治（農商務省営林技師）
河喜田能達（工科大学教授）
委員 本多静六（農科大学教授）
野田忠広（内務省衛生局内務技師）
井上友一（内務省地方局内務書記官）
中山秀三郎（工科大学教授）
坂野初次郎（農事試験場技師）
古在由直（農科大学教授）

更に 4 月 23 日次の二名が追加された。

田原良純（衛生試験所技師）
橋本節斎（医科大学教授）

また、9 月 29 日には法制局長官の更迭により、新たに一木喜徳郎新長官が委員長に就任した。

以上の委員の外に多数の囑託員が委嘱され実際の調査や試験に従事した。

委員会は明治 35 年 3 月 18 日に第一回委員会を開き、翌 36 年 10 月まで 20 回の会議を開催した。その間 36 年 3 月 2 日、「足尾銅山ニ関スル調査報告書」を、更に 5 月 15 日及び 10 月 27 日にそれぞれ「小坂鉱山ニ関スル報告書」、「別子鉱山ニ関スル報告書」を内閣総理大臣へ提出した。

明治 36 年 12 月 4 日勅令第 258 号でこの調査委員会は廃止された。

類聚記録（1 冊）（足 00016100）

この中には次のものが綴り込まれている。

- 一、 明治三十年鉱毒調査委員会報告要領。
- 二、 足尾銅山鉱毒事件の概要（目次によると法制局と内務省の調査に基づく）。
- 三、 被害地調査の概要（被害免租地の町村財政その他について内務省の調査を筆写したもの）。
- 四、 鉱毒被害地における収穫高。
- 五、 新潟県下石油鉱業が他の産業又は衛生上に及ぼす被害の有無。
- 六、 住友別子鉱業所紛議調停に係る取扱顛末書（愛媛県の用紙使用）。

日記（1 冊）（足 00017100）

明治 35 年 3 月 15 日「勅令第 45 号ニテ鉍毒調査委員会官制発布セラル」に始まり、36 年 11 月 13 日まで 1 年 8 か月の「月日、事故摘要、備考」がごく簡単に記録されている。

庶務記録「会計ニ関スルモノ」(1 冊) (足 00018100)

予算書写、印刷請求書案、消耗品購入控、旅費概算受取控、手当金支給控、その他委員会の会計に関する書類が綴られている(目次付き)。

庶務記録「各所往復」(1 冊) (足 00019100)

各省、各県及び委員会委員と委員長との間の往復文書約百件を綴ったもの(目次付き)。
庶務記録「委員以下進退ニ関スルモノ」(1 冊) (足 00020100)

委員及び書記等の任命、委員の出張、調査・実験の嘱託、手当金給与その他約 110 件(目次付き)。

調査嘱託及び出張命令簿(1 冊) (足 00021100)

嘱託及び命令事項、月日、官氏名などの欄のある命令簿。

発信簿(1 冊) (足 00022100)

発信月日、発送先、書面の要旨などの欄のある簿冊で 242 件が記入されている。(別に「受信簿」、「送致簿」が各 1 冊ある)。

機密記録「諸官庁報告」(1 冊) (足 00026100)

主として県知事(栃木、群馬両県)から被害地住民の動きを報告してきたものを綴っている。例えば「栃木県知事田中正造鉍毒談話会ノ件報告」(35 年 6 月 3 日)、あるいは「群馬県知事鉍業停止請願運動ノ件報告」(35 年 7 月 14 日)など。ほとんどがコンニャク版。県からの報告の外に警視庁からの報告も少しある。35 年 3 月から 36 年 11 月まで 130 件余り(目次付き)。

機密記録「内閣へ報告ニ関スルモノ」(1 冊) (足 00027100)

委員長から内閣総理大臣への報告文書の控。35 年 4 月 15 日「足尾銅山及び別子銅山に関する調査事項の要綱及び委員の分担」を報告したのをはじめ、36 年 10 月「別子銅山に関する決議報告」まで 13 三件の報告が含まれている。この中には、「足尾銅山」及び「小坂銅山」に関する報告も入っている(目次付き)。

機密記録「委員会記事」(1 冊) (足 00028100)

委員会の第一回会議(35 年 3 月 18 日)から最後の第 20 回会議(36 年 10 月 7 日)までの各会議について、出席者、審議事項などが簡単に記録されている。

請願ニ関スル書類(1 冊) (足 00029100)

農商務省、内務省宛に提出された請願書が両省から鉍毒調査委員会あてに送付されているが、それを綴ったものである。この中には群馬県の足尾銅山鉍毒被害地 36 か町村の町長、村長及び住民の署名する「足尾銅山ニ関スル請願書」(30 年 5 年 7 月、銅山の停止を含め七項目の要求が書かれている)をはじめ、「別子銅山坑毒水放流」に関する新居浜村村長提出の請願書写(同 6 月 30 日)、栃木県安蘇郡参事会意見書写(同 11 月 19 日)、栃木、群馬両県会のそれぞれの意見書写(同 12 月 18 日及び 12 月 23 日)などが入っている。

る。

陳情書類（4冊）（足 00030100～00033100）

「陳情書類」は甲、乙、丙、丁の4分冊になっている。甲、乙、丙、の3冊には「栃木県外三県ノ分」と朱書きされており、丁は「愛媛県下ノ分」となっている。

「栃木県外三県ノ分」には、35年4月から36年10月までの陳情書が綴られている。これらは、委員長あるいは委員が被害地へ出張した際提出されたもの及びその後直接委員会へ提出されたものである。内容は「鉱業停止ノ陳情書」（29年9月15日付で、当時の農商務大臣榎本武揚あて提出された「足尾銅山鉱業停止請願書」と同一のもの）、「鉱毒被害地視察願」、「納税猶予願」及び「病者緊急特別保護陳情」などが主なものである。関係する当時の町村名を記せば次のとおりである。

（栃木県）犬伏町、植野村、界村（以上安蘇郡）、藤岡町、三鴨村、生井村、寒川村、赤麻村、部屋村、野木村、谷中村（以上下都賀郡）、足利町、毛野村、富田村、吾妻村、葉鹿村、小俣村、梁田村、久野村、御厨村、筑波村、山辺村（以上足利郡）。

（群馬県）太田町、藪塚本町、九合村、宝泉村、生品村、鳥之郷村、強戸村、笠懸村、沢之（野）村（以上新田郡）、館林町、小泉村、六郷村、佐貫村、三野筈野村、富永村、永楽村、大川村、長柄村、中野村、高島村、多々良村、渡瀬村、郷谷村、大島村、西谷田村、海老瀬村、大箇野村、伊奈良村、千江田村、梅島村、赤羽村（以上邑楽郡）、桐生町、境野村、毛里田村、矢場川村、菰川村、休泊村、広沢村、相生村（以上山田郡）、東村（勢多郡）。

（埼玉県）利島村、川辺村（以上北埼玉郡）。

（茨城県）古河町、新郷村、五霞村、香取村、静村（以上猿島郡）、竜ヶ崎町、生板村、根本村、葉崎村、太田村、高田村、大須賀村、伊崎村、阿波村、古渡村、金江津村（以上稲敷郡）、世矢村（久慈郡）。

「愛媛県下ノ分」には、35年に提出された陳情書等が10件余り綴られている。「別子銅山新居浜溶鉱炉煙害ニ関スル陳情書」その他である。関係する村は、新居浜村、金子村、高津村、神郷村、泉川村、中萩村（いずれも新居郡）である。

別子銅山調査参考書類（1冊）（足 00034100）

別子銅山煙害取調書、別子銅山排出の坑毒を海中へ放流の件について農商務省の諮問案など10余件。

鉱毒被害地損害調書（自二十一年至三十四年）（1冊）（足 00035100）

栃木県安蘇郡植野村について、田、畑、宅地等の損害（土地売買暴落による損害を含む）、その他の損害について調査し三十五年十月委員会に提出されたもの。調査人は同村岡田孝吾、谷房吉、店網末蔵の三氏である。

鉱毒被害調（自二十一年至三十四年）（1冊）（足 00036100）

群馬県邑楽郡大島村の鉱毒による損害を調査したもの。35年12月に同村惣代小倉寅吉外28名連署して委員長あてに提出したものである。

海老瀬村大字間田生死人口戸数等調査表（明治 34 年 1 月 14 日現在）

謄本、奥付なし、菊判 15 頁。

栃木県下都賀郡谷中村大字下宮小字上本郷、生産・死亡比較表（明治 34 年 1 月調）奥付なし、菊判 12 頁。

足尾銅山鉍毒被害地臨検分析鑑定書（足 00037101）

明治 34 年 12 月 14 日発行、編集兼印刷人・左部彦次郎、発行所・鉍毒事務所（東京市芝区芝口二丁目六番地沢井八重方）、菊判 65 頁、20 銭。

明治 33 年 2 月 13 日のいわゆる「川俣事件」の東京控訴院における裁判で裁判所に提出された三鑑定人の鑑定書。「坪刈鑑定書」（農学博士・横井時敬）、「土壌鑑定書」（農学士・長岡宋好）、「植物鑑定書」（農学士・豊永真理）。いずれも 34 年 11 月 22 日付で提出されたもの。

足尾銅山鉍毒被害地検証調書（足 00037102）

明治 34 年 12 月 27 日発行、編集兼印刷人・左部彦次郎、発行人・亀井朋次（東京市芝区芝口二丁目六番地鉍毒事務所内）、菊判 47 頁、8 銭。

編集の序に「……三十四年九月二十日ヨリ保釈セラレシ二十余名ノ重罪被告責付セラレタル二十九名ノ軽罪被告公判ハ東京控訴院ニ開廷セラレ十月六日ヲ以テ被害地臨検ハ許可セラレ各被告人居住地ニ付キ臨検セラル誰カ云フ法律に涙ナシト吾人ハ此行ヲ以テ本問題ノ真想ノ世間ニ公白セラルル必然ナリト」とある。

足尾銅山鉍毒被害生命救護請願人凶徒嘯集被告事件 控訴公判農科医科証人調書（足 00037103）

明治 35 年 1 月、奥付なし、菊判 54 頁。

証人・横井農学博士、長岡農学士、豊永農学士、宮入医学士（宮入慶之助内務省技師）、三宅医学博士（三宅秀医師）、入沢医学博士（入沢達吉医科大学教授）。

土壌検査報告

明治 35 年 1 月 27 日付で、群馬県山田郡矢場川村被害民惣代尾林長次郎外 4 名から提出されたもので、東京衛生試験合資会社の土壌銅分定量検査報告である。活版 1 枚刷のビラ。

足尾鉍毒地の新毒分発見報告（足 00037104）

明治 35 年 2 月、芝口鉍毒事務所、一枚刷りのビラ。

以上「海老瀬村大字間田生死人口戸数等調査表」から「足尾鉍毒地の新毒分発見報告」までの 7 点はいずれも、明治 35 年 3 月 26 日に鉍毒事務所（東京芝口二丁目六番地）から内閣の鉍毒調査委員会委員長奥田義人あてに提出されたものである。

足尾鉍毒問題解決処分（足 00040100）

明治 35 年 2 月 21 日発行、法学博士小手川豊次郎、工学士若山由五郎、農学士柳内義之進、技師中井栄次郎、工師久保田恭三以上の合著、有隣堂（東京市京橋区南伝馬町二丁目十三番地）発行、菊判 73 頁、25 銭。

明治 35 年 3 月 20 日、鉍毒問題解決調査事務所から、奥田委員長あてに差し出されたものである。なお、「参考書」が添付されており、その中で、「被害激甚地人民」を東北もしくは北海道へ移住させることが経費その他で困難であれば群馬県邑楽郡大谷原国有林を開墾し移住させる提案をしている。また渡良瀬川河水灌漑をやめ他の河川灌漑の計画をも提唱している。

鉍毒地被害民救済事業第一期報告（足 00039100）

明治 35 年 6 月 30 日、鉍毒地被害民救済仏教有志会（東京市芝区愛宕町一丁目仏教新聞社内）、奥付なし、四六判 36 頁。

第十六回帝国議会衆議院議事速記録中鉍毒事件ニ関スル抜粋（足 00041100）

明治 35 年、奥付なし、四六倍判 92 頁。

以上鉍毒調査に関する二委員会の文書及び資料を紹介したが、この問題についての文書は当国立公文書館蔵の「公文類聚」及び「公文雑纂」のなかにもみることができる。多くの場合、委員会の文書と同一の内容のものである。すなわち委員会から内閣総理大臣あてに提出された報告書あるいは建議書などがここに綴られているからである。

帝国議会での、田中正造をはじめとする議員の政府に対する質問書は、多くの場合「公文雑纂」に収録されている。質問に対する政府側の答弁書案もこれに添付収録されているが欠けている場合が多い。

明治 36 年 3 月、鉍毒調査委員会から「足尾銅山ニ関スル調査報告書」が内閣総理大臣あてに出された。これは「公文類聚」に収録されているが、この報告には各委員の詳細な調査報告が付属書類として添付されている。最後にこれについて簡単に紹介しておきたい。足尾銅山ニ関スル調査報告書ニ添付スヘキ参考書（鉍毒事件ニ関シ閣議決定ノ趣旨ヲ内務大蔵農商務三省ニ通牒シ相当措置セシム：類 00959100）

明治 36 年 3 月、四六倍判

この参考書は 4 分冊となっている。

<第一分冊>（単 01694100）

- 一、山林の煙害その他について委員村田重治及び本多静六の報告（35 年 12 月 10 日）
- 二、予防命令工事中土砂扞止工事に関する中山秀三郎、日下部辨二郎両委員の報告（同 12 月 19 日）
- 三、鉍毒被害地における桑樹収穫及び麦作に関する古在由直委員の報告（同 10 月 29 日及び 11 月 24 日）
- 四、鉍毒地の蚕業についての古在委員報告（同 11 月 24 日）
- 五、同古在委員鉍毒地土性調査報告（同 12 月 12 日）

<第二分冊>（単 01695100）

- 六、古在委員、栃木、群馬、茨城、埼玉四県の鉍毒地調査報告（同 11 月 12 日）
- 七、同委員、鉍毒に関する植物試験報告（同 12 月 15 日）
- 八、同委員、四県の鉍毒地調査報告第二（同 12 月 22 日）

- 九、同委員、渡良瀬川の氾濫に関する報告（同 12 月 6 日）
十、坂野初次郎委員、「渡良瀬河引用灌漑水質ニ関スル件」報告（同 12 月 19 日）
十一、古在、坂野両委員、「渡良瀬河水灌漑ニ関スル調査報告」（同 12 月 15 日）
十二、鉍毒被害民の衛生について田原良純、橋本節齋、野田忠広委員報告（同 12 月 22 日）

<第三分冊>（単 01696100）

- 十三、「渡良瀬川流域ニ於ケル鉍毒ノ根源ニ関スル」河喜多能達委員報告（35 年 12 月 20 日）
十四、地質について神保小虎委員の報告（同 12 月 1 日）
十五、「治水ニ関スル」中山秀三郎委員報告（同 12 月 19 日）
十六、「足尾銅山鉍毒除害設備」に関する河喜多能達委員報告（同 12 月 20 日）
十七、「渡良瀬川上流水質試験」について古在委員報告（同 11 月 24 日）
十八、「煙害試験」について坂野委員報告（同 12 月 8 日）
十九、「桐生及足利染工所排出水試験成績」古在委員報告（同 12 月）
二十、渡辺渡委員、辻元謙之助囑託員、「足尾銅山製煉瓦斯除害試験」報告（同 12 月 20 日）

<第四分冊>（単 01697100）

- 二十一、足尾銅山鉍毒事件の沿革に関する田中隆三委員報告（第 1 回～第 6 回まで明治 35 年 10 月～11 月）

（公文書専門職）

（編集注：各簿冊のレファレンスコードを追加した）